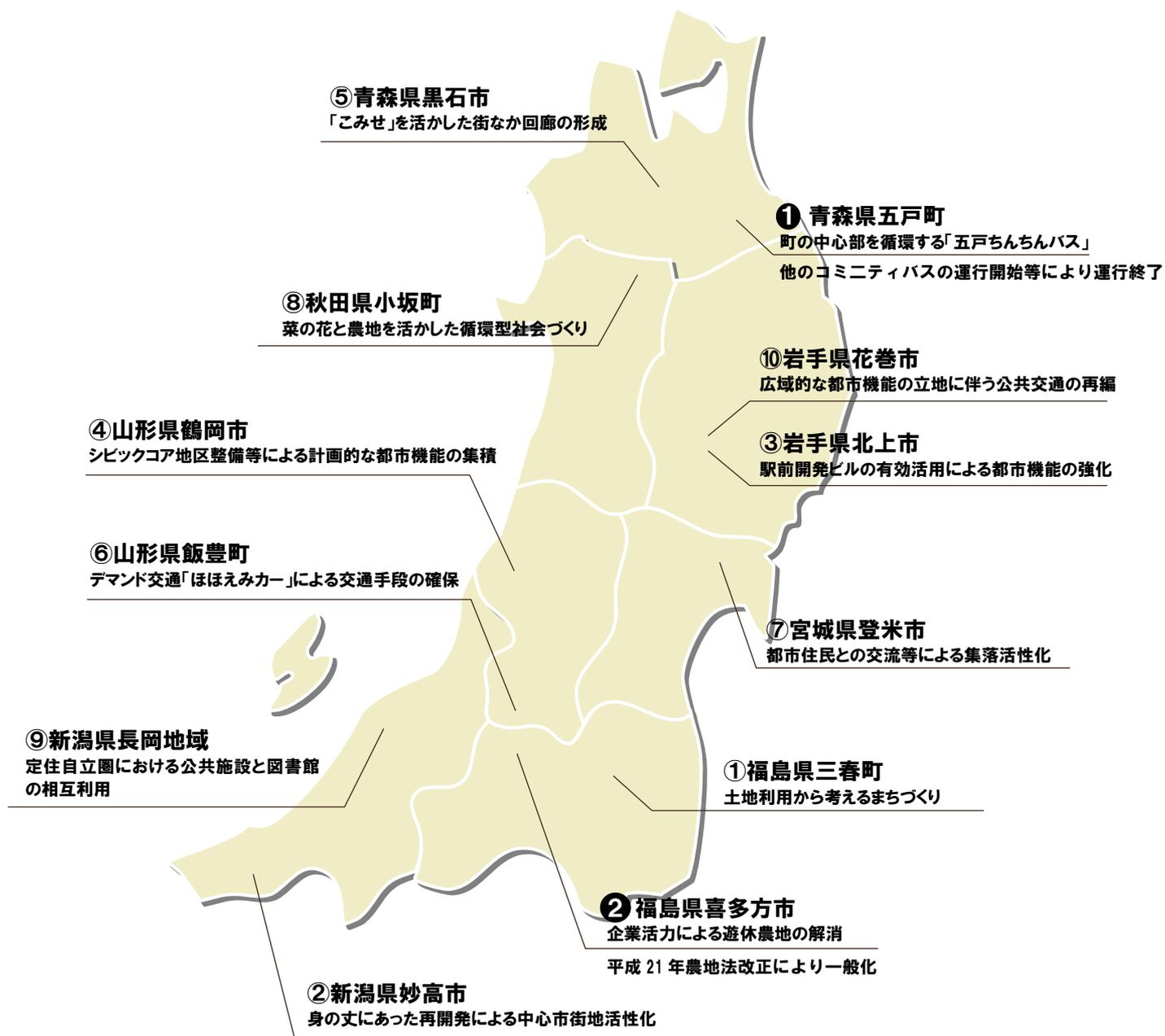


### 3.3 取り組み事例

「取り組み事例」では、前項の「3.2 重点的に取り組む施策」で示した取り組みメニューのプロセスをイメージするための、先進的な取り組みを紹介します。



## 取 り 組 み 事 例 【 目 次 】

|   |    |
|---|----|
| ①福島県三春町(問合せ先:建設課)<br>土地利用から考えるまちづくり.....                                  | 35 |
| ②新潟県妙高市(問合せ先:建設課)<br>身の丈にあった再開発による中心市街地活性化.....                           | 37 |
| ③岩手県北上市(問合せ先:都市計画課)<br>駅前開発ビルの有効活用による都市機能の強化.....                         | 39 |
| ④山形県鶴岡市(問合せ先:都市計画課)<br>シビックコア地区整備等による計画的な都市機能の集積.....                     | 41 |
| ⑤青森県黒石市(問合せ先:企画課)<br>「こみせ」を活かした街なか回廊の形成.....                              | 43 |
| ⑥山形県飯豊町(問合せ先:住民税務課)<br>デマンド交通「ほほえみカー」による交通手段の確保.....                      | 45 |
| ⑦宮城県登米市(問合せ先:住宅都市整備課)<br>都市住民との交流等による集落活性化.....                           | 47 |
| ⑧秋田県小坂町(問合せ先:観光産業課)<br>菜の花と農地を活かした循環型社会づくり.....                           | 49 |
| ⑨新潟県長岡地域(問合せ先:地域振興戦略部)<br>定住自立圏における公共施設と図書館の相互利用.....                     | 51 |
| ⑩岩手県花巻市(問合せ先:都市政策課)<br>広域的な都市機能の立地に伴う公共交通の再編.....                         | 53 |
| <b>【 取 組 み 完 了 事 例 】</b>  |    |
| ①青森県五戸町(問合せ先:企画振興課)【他のコミュニティバスの運行開始等により運行終了】<br>町の中心部を循環する「五戸ちんちんバス」..... | 55 |
| ②福島県喜多方市(問合せ先:建設部)【平成21年度農地法の改正により一般化】<br>企業活力による遊休農地の解消.....             | 57 |

【平成26年度末現在】

### 1.市町村概要

- ①面積: 72.76(k㎡)
- ②人口: 18,191(人)
- ③世帯数: 5,502(世帯)
- ④年齢構造: 年少人口(12.4%)、生産年齢人口(61.4%)、高齢人口(26.2%)
- ⑤就業構造: 1次産業(8.3%)、2次産業(33.0%)、3次産業(58.1%)
- ⑥主な地域資源: 滝桜、さくら湖、三春駒、三春張子
- ⑦都市計画:
  - ・三春都市計画区域(4,664ha) ※非線引き※ 用途地域(383.0ha)

資料:平成 22 年国勢調査、平成 19 年都市計画年報  
(不詳割合を記載していないため 100%とならない場合がある)



### 2.地域の課題(取り組みの背景)

#### ●美しい景観の保全・育成

- ・三春町は国の天然記念物の指定を受けた「滝桜」や自然豊かな「さくら湖」などを中心に美しい景観が形成されている。
- ・この景観を守り、育てていくためには、周辺地域を含めた土地利用を制限することが必要であった。



滝桜



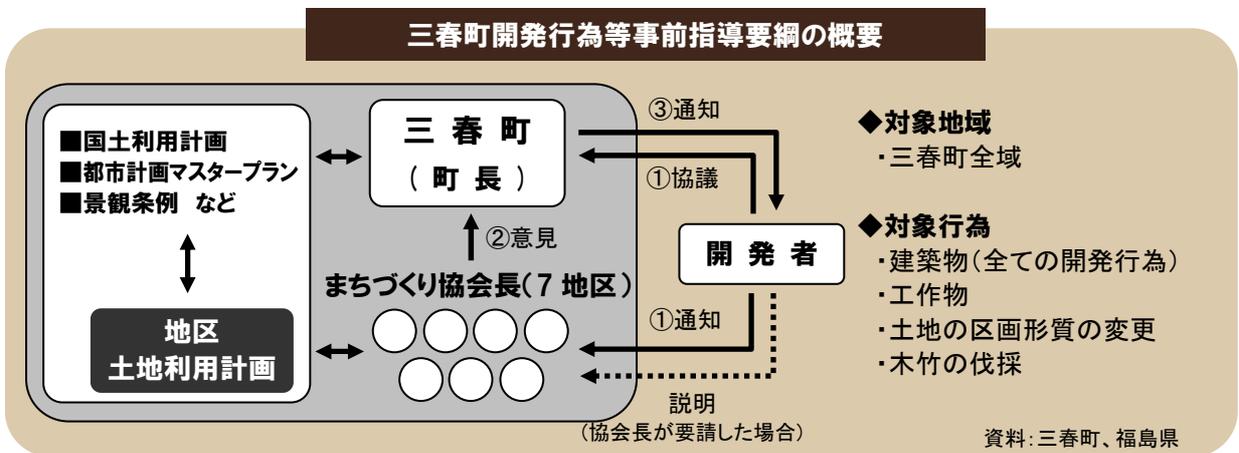
さくら湖

資料:三春町HP

### 3.取り組みの特徴

#### ●「地区土地利用計画」及び「三春町開発行為等事前指導要綱」等による土地利用の適正化

- ・三春町の各地区(旧7町村)に「まちづくり協会」を組織し、地区の土地利用のあり方を考える「土地利用部会」を設けている。
- ・各地区で住民自ら取り組む項目など、きめ細かな内容の地区土地利用計画を策定した。
- ・地区土地利用計画に基づいて開発行為を誘導していくため、各地区のまちづくり協会の会長が事前に三春町(町長)に意見を述べる事ができるしくみ(三春町開発行為等事前指導要綱)を制定した。



※線引き・・・都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つのエリアに区分する(区域区分)

## 4. 取り組みのプロセス

### 取り組み内容

ステップ1

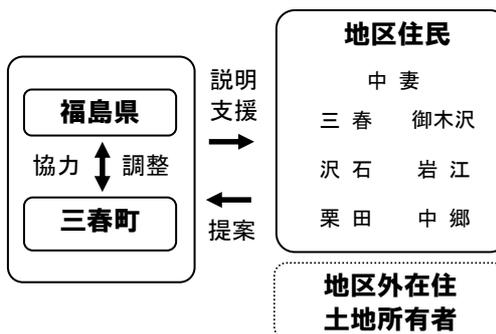
#### ●景観を守るため、土地利用に対して課題を認識していたことから、県の土地利用検討のモデル市町村として選定された。

- ・いわゆる白地地域※を含めた合理的な土地利用の誘導を図るため、福島県が総合計画審議会に「地域で進める総合的な土地利用計画検討部会」を設置。
- ・三春町は県からモデル市町村として選定された。

ステップ2

#### ●地区住民や地区外在住土地所有者の意見・意向を把握し、地域住民自らが行う活動を含めた土地利用計画を検討した。

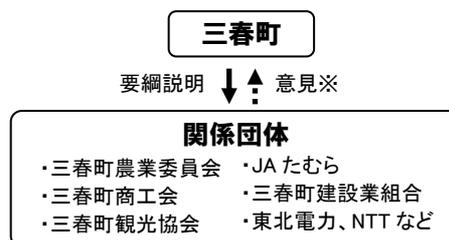
- ・町内7地区で住民説明会を開催。
- ・地区外在住土地所有者への説明会を開催。
- ・土地利用に関するアンケート調査の実施。
- ・地区共通の土地利用の考え方を検討する地区土地利用計画連絡調整会議を開催。
- ・地区ごとにワークショップを開催し、土地利用のゾーニング、住民自らが行う活動やルールを検討。
- ・町と県が各種計画に基づき評価・調整。



ステップ3

#### ●土地利用計画の実効性を確保する開発行為等事前指導要綱を制定した。

- ・「地区別土地利用計画」を策定。
- ・地区ごとの土地利用の実効性を確保するため、開発行為等に対して事前協議を設ける要綱を検討。
- ・「三春町開発行為等事前指導要綱(案)」に関する関係団体への説明会を開催。
- ・「三春町開発行為等事前指導要綱」を施行。



※理解され、周知徹底を求める意見があがった。

ステップ4

#### ●地域住民主体で策定した土地利用計画を基本に、国土利用計画(三春町計画)を策定した。

- ・各地区の土地利用計画を三春町全体でまとめるため、地区間の計画調整を行い、「三春町地域計画」を策定。
- ・三春町地域計画を国土利用計画法に基づく「国土利用計画(三春町計画)」の最終案としてとりまとめ、県の関係各課、各種計画と調整を図り、議会にて議決。

## 5. これまでの成果、今後の方向性

### ●要綱に基づく協議、通知の周知拡大

- ・要綱に基づく協議、通知が浸透してきている。

(H19年度:14件、H20年度:55件、H21年度:80件、H22年度:76件、H23年度:58件、H24年度:70件、H25年度:95件、H26年度57件※H26年10月末日現在)

### ●住民主役のまちづくりの推進

- ・都市計画マスタープランの「まちづくり」の推進計画として、また景観条例や各種計画の判断基準として活用することにより、「住民主役のまちづくり」を推進していく。

### 1.市町村概要

- ①面積:445.52(k㎡)
- ②人口:35,457(人)
- ③世帯数:11,801(世帯)
- ④年齢構造:年少人口(12.3%)、生産年齢人口(57.7%)、老年人口(30.0%)
- ⑤就業構造:1次産業(7.2%)、2次産業(32.7%)、3次産業(60.1%)
- ⑥主な地域資源:温泉、スキー場、上信越高原国立公園
- ⑦都市計画:  
・妙高都市計画区域(13,669ha) ※非線引き 用途地域(571.0ha)



資料:平成22年国勢調査、平成24年都市計画年報  
(不詳割合を記載していないため100%とまらない場合がある)

### 2.地域の課題(取り組みの背景)

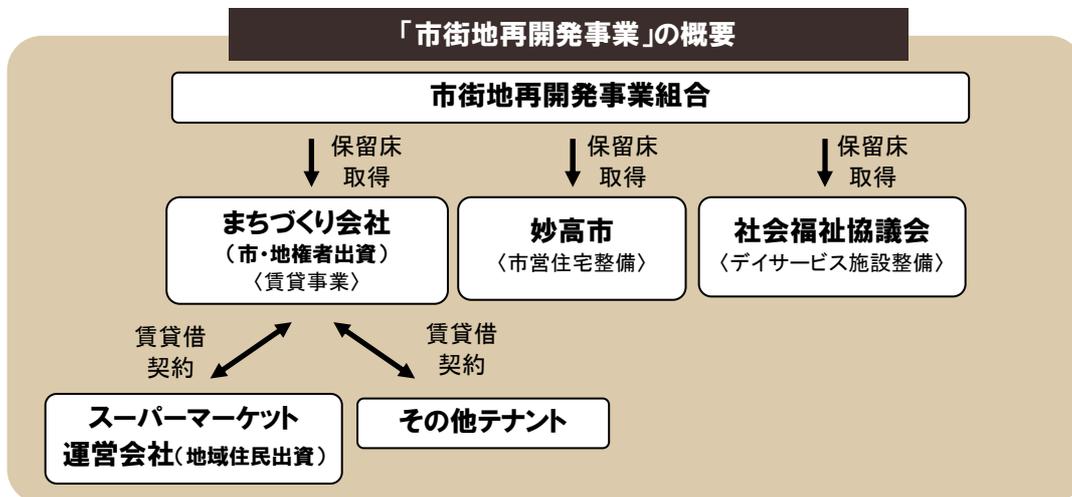
#### ●中心市街地の生活利便性の確保と防災性の向上

- ・大型小売店舗等の郊外展開、さらには深刻な後継者不足等による商店街の店舗閉鎖など、中心市街地の空洞化が加速的に進行した。
- ・中心市街地のスーパーマーケットが郊外移転し、高齢者の生活が不便になったことから、生活利便性を確保することが必要であった。
- ・中心市街地は北国街道の宿場町としての歴史があり、古くから発展してきた商店街であることから、密集した建物の老朽化が顕著であり、防災性を向上させていくことが必要であった。

### 3.取り組みの特徴

#### ●地元出資による商業店舗の運営とデイサービス施設が併設する市営住宅の整備

- ・中心市街地の活性化に向けて、市街地再開発事業組合を設立し、官民協働で事業に取り組んだ。
- ・事業計画の検討において、事業完了後も無理なく、継続的な運営がなされるために、事業収支が成り立つ最小限のコンパクトな再開発となるように努めた。
- ・テナントの需要に柔軟に対応するため、市や地権者等の共同出資により設立したまちづくり会社が商業店舗棟の保留床※を一括取得し、事業運営を行っている。
- ・地元住民の共同出資により設立したスーパーマーケット運営会社が、まちづくり会社から保留床の一部を賃借し、スーパーマーケットを営業している。
- ・市が市営住宅を整備し、社会福祉協議会が市営住宅と併設してデイサービス施設を整備。



※保留床・・・市街地再開発事業で新設した施設や建物のうち、地権者が取得する権利のある床(権利床)以外の部分

## 4. 取り組みのプロセス

### 取り組み内容

ステップ1

● **中心市街地の住民や地権者の活性化に向けた気運を高めるため、市が「まちづくり計画」を地元に提示した。**

- ・旧新井市が中心市街地再生に向けて利便性と防災性の向上を図るため、中心市街地の道路拡幅整備に関する「まちづくり計画」を策定し、地元住民に提示した。

ステップ2

● **地元主体で中心市街地活性化に向けた整備計画を検討した。**

- ・地元住民で組織する「朝日町街づくり委員会」で、活性化に向けた勉強や情報交換を実施。
- ・「朝日町中央地区街づくり期成会」と発展し、市との勉強会を積み重ね、具体的な整備計画を検討。
- ・整備計画に関係する地権者に個別ヒアリングを実施。
- ・都市計画道路の整備と併せた第一種市街地再開発事業を目指すことが決定し、組合を設立。

ステップ3

● **市と地元の協働により、商業店舗棟と住宅棟を整備し、事業運営を実施。**

- ・第一種市街地再開発事業により、スーパーマーケットなどが入った商業店舗棟と市営住宅やデイサービス施設などが入った住居棟を整備。
- ・商業店舗棟では、市や地権者等の共同出資により設立した第3セクター「(株)まちづくり新井」が、リノベーション補助金(経済産業省)の活用により保留床を取得し、事業を運営。
- ・住宅棟では、市が市営住宅(シルバーハウジング、特定公共賃貸住宅)48戸を整備し、社会福祉協議会が市営住宅に併設してデイサービス施設を整備。

ステップ4

● **生活利便性を向上させるため、地元でスーパーマーケットを運営。**

- ・地元住民の共同出資で設立したスーパーマーケット運営会社「(株)さんらいず」が、「(株)まちづくり会社新井」から保留床を賃借して、スーパーマーケットを営業。

## 5. これまでの成果、今後の方向性

● **市営住宅の供給による中心市街地のにぎわい創出**

- ・平成16年3月に事業が完了し、「さん来夢あらい」としてオープン。
- ・平成26年10月31日現在、特定公共賃貸住宅分は30戸中28戸が入居、シルバーハウジングは18戸中17戸が入居されている。
- ・朝日町中央地区の人口及び世帯は、平成12年度末が114人、39世帯であったのに対し、平成26年10月31日現在では、167人、72世帯で、人口は約1.5倍、世帯は約1.8倍となっている。
- ・商業店舗等のパティオ広場や周辺の路上で、地域の伝統的なイベント「六・十朝市」が開催されている。

● **中心市街地の防災性の向上**

- ・平成16年の中越地震、平成18年の豪雪、平成19年の中越沖地震においても道路の通行に支障がなく、倒壊家屋もなかった。
- ・中心市街地に建設した新市庁舎に隣接して防災広場を整備したことによって、中心商店街からほど近い所に一時的避難が可能な空間が創出され、災害発生時により早く安全な場所にたどり着くことが可能になるなど防災性の向上が図られた。

### 1.市町村概要

- ①面積:437.55(k㎡)
- ②人口:93,138(人)
- ③世帯数:34,068(世帯)
- ④年齢構造:年少人口(14.5%)、生産年齢人口(62.3%)、高齢人口(22.3%)
- ⑤就業構造:1次産業(7.1%)、2次産業(36.3%)、3次産業(55.3%)
- ⑥主な地域資源:北上展勝地、夏油高原、北上みちのく芸能まつり
- ⑦都市計画:  
・北上都市計画区域(18,205ha) ※非線引き 用途地域(2,256.0ha)



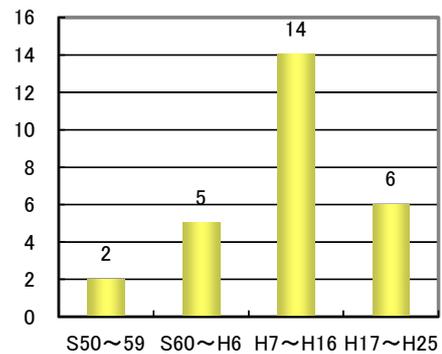
資料:平成22年国勢調査、平成24年都市計画年報  
(不詳割合を記載していないため100%とならない場合がある)

### 2.地域の課題(取り組みの背景)

#### ●駅前開発ビルの空洞化への対応

- ・第一種市街地再開発事業(市施工)により昭和60年に駅前開発ビルがオープン。
- ・市の第三セクター「北上開発ビル管理株式会社」が管理運営。
- ・以降、中心市街地や郊外において大規模小売店舗の立地が増加。
- ・しかし、駅前開発ビルのキーテナントが平成12年に閉店し、その影響で他のテナントも次々と撤退し、入居率が下落したため、事業運営について早急に検討する必要がある。

店舗新設数



大型小売店の新設数の推移(北上市)

資料:2015年全国大型小売店総覧

### 3.取り組みの特徴

#### ●商業を中心としたビルから多目的ビルへの転換

- ・市は物販を中心とした商業ビルから、核店舗に依存しない、保健・医療及び教育施設、福祉施設、事務所などが入居する多目的ビルへの転換が必要と判断し、公共施設の設置やテナント募集などの支援を北上開発ビル管理会社に対して行った。

#### 「駅前開発ビル」の概要



## 4. 取り組みのプロセス

### 取り組み内容

ステップ1

#### ●キーテナントの撤退通知を受け、すぐに関係者が集い、撤退問題について話し合った。

- ・撤退問題地域対策協議会（地区、商店街組合、市議、北上開発ビル管理株式会社、市）を開催。
- ・撤退撤回に向けた署名活動を実施。

#### 撤退問題地域対策協議会

- ・地区
- ・商店街組合
- ・市議
- ・北上開発ビル管理株式会社
- ・北上市

ステップ2

#### ●管理会社や市民等の要望を踏まえ、庁内関係課で公共施設の設置を検討した。

- ・北上開発ビル管理株式会社が公共施設設置を要望。
- ・市民等からの申し入れにより、再開発ビルへの公共施設の設置にかかる懇談会を開催。
- ・公的施設設置について協議する庁内関係課長会議を開催。
- ・定例議会で「北上市生涯学習センター条例」及び設置にかかる補正予算可決。

ステップ3

#### ●生涯学習センターを設置するとともに、利用環境の向上やにぎわい創出に努めた。

- ・キーテナント抜きでリニューアルオープン。
- ・北上市生涯学習センターがオープン。
- ・高齢者、身障者などに配慮し、設備（トイレや駐車場など）を拡充。
- ・駅前のにぎわいフェア（地元農産物の販売等）などのイベントを開催。
- ・イベント開催などの情報を北上市広報により発信。

ステップ4

#### ●子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層による利用を促すため、子育て支援センターの移転設置などを進めた。

- ・子育て支援センターを移転設置
- ・市民活動団体交流ルーム（NPOルーム）の設置

## 5. これまでの成果、今後の方向性

### ●保健・教育・福祉機能の集約による利便性の向上

- ・鉄道やバスの交通結節点である駅に保健・教育・福祉機能を集約したことで、高齢者や自家用車を利用できない人たちの生活の利便性が確保されている。
- ・幅広い年齢層が集うことにより、失われつつあった駅前のにぎわいが少しずつ回復している。

### ●公共施設の立地による入居率の増加

- ・キーテナント撤退後相次いでテナントが撤退し、入居率は47%となった。
- ・公共施設立地後、事務所系のテナントの入居希望が多くなり、入居率は94%まで増加した。

### ●駅前を含めた街なかの回遊性の向上とにぎわい創出

- ・駅前のにぎわいを創出するために平成13年から毎年1~2回開催されている「北上・西和賀にぎわいフェア（主催：北上市観光協会、共催：北上市商工部観光物産課）を今後も継続していく予定。
- ・駅前地域の関係者による「駅前会」及びビル内の有志で構成される「おでんせプラザぐる〜ぶ活性化委員会」などにおいて、駅前ビルの賑わいについての意見交換会を実施し、駅前から駅ビル、さらに街なかに回遊を持たせるための努力をしている。

### ●駅前利用者の導線確保と観光客利用の向上

- ・駅からビルまで駅前地下道を通らず平面交差とし、歩行者の流れをビル側に向ける必要がある。
- ・観光バスの待機所を確保し、観光客の購買先をビルに向けさせる必要がある。

### ●「あじさい都市」きたかみの都市拠点としての位置づけ

- ・交通結節機能の強化や質の高い街並み形成を行い、魅力の向上を図りながら、北上市全体のまちの活力とにぎわいを創出していきます。

## 1.市町村概要

- ①面積: 1,311.51 (k m<sup>2</sup>)
- ②人口: 136,623 (人)
- ③世帯数: 45,514 (世帯)
- ④年齢構造: 年少人口 (12.9%)、生産年齢人口 (58.4%)、高齢人口 (28.8%)
- ⑤就業構造: 1次産業 (9.9%)、2次産業 (29.8%)、3次産業 (59.6%)
- ⑥主な地域資源: 出羽三山、だだちゃ豆、天神祭
- ⑦都市計画:
  - ・鶴岡都市計画区域(25,281ha) ※線引き 用途地域 (2,327.0ha)



資料:平成 22 年国勢調査、都市計画は平成 26 年末時点  
(不詳割合を記載していないため 100%とならない場合がある)

## 2.地域の課題(取り組みの背景)

### ●城下町として発展してきた市街地

- ・鶴岡市は城下町として栄え、旧市街地には江戸時代の町割りが今でもよく残されている。
- ・その優れた歴史的景観を生かして市街地を形成していくことが必要であった。

### ●農村地域の優良農地の保全

- ・農業情勢の悪化や規制緩和などを背景に、農村地域への開発圧力が高まるなか、優良農地を保全することが必要であった。

### ●市立病院の建替え

- ・中心市街地の市立荘内病院が建替え時期を迎え、用地確保など整備に向けた検討を進める必要があった。

## 3.取り組みの特徴

### ●シビックコア地区※整備等による中心部への都市機能の集積

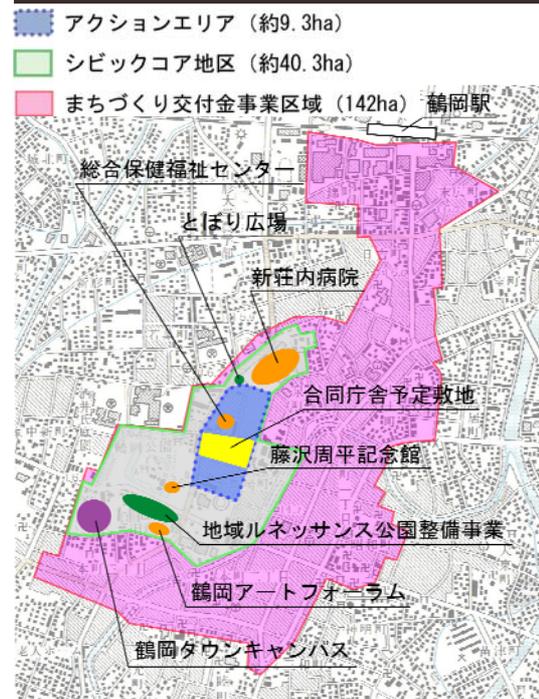
- ・美しく優良な農地を保全するとともに市民生活の利便性を向上させるため、

- ①現存する都市機能を外に出さない
- ②新しい都市機能を中心市街地に配置する
- ③高度成長期に拡散した都市機能の再集積を図るの3つの目標を掲げて、都市機能の集積に取り組んでいる。

#### 【整備概要】

- ①市立荘内病院を中心市街地内で建替えた。
- ②高度教育施設や文化施設などこれまでになかった新しい都市機能として中心市街地に配置した。
- ③旧荘内病院跡地に国の合同庁舎を誘致する予定。

### 「シビックコア地区整備計画」の概要



資料:鶴岡文化学術交流シビックコア地区整備計画書(鶴岡市)

※シビックコア地区・・・魅力と賑わいのある都市の拠点となる地区の形成に資するため、関連する都市整備事業と整合を図りつつ、官公庁施設と民間建築物等の整備を総合的かつ一体的に実施すべき地区

## 4. 取り組みのプロセス

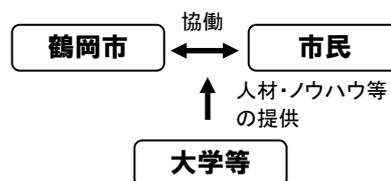
### 取り組み内容

ステップ1

- 市立荘内病院の移転候補地を中心市街地内に決定した。
  - ・新病院建設を検討する委員会では、当初大型駐車場を完備できる郊外への要望が多かった。
  - ・経済比較の結果、郊外よりやや割高ではあるが、高齢者の利便性、商店街の活性化などを考慮し、中心市街地内で移転することを決定。
- 地方拠点法に基づき、広域市町村圏の拠点が鶴岡市に位置づけられた。
  - ・地方拠点法に基づく地方拠点都市地域として庄内地方が位置づけられた。
  - ・鶴岡市など関係市町で庄内地方拠点都市地域基本計画を策定し、鶴岡中心市街地を拠点指定。

ステップ2

- 「コンパクトな市街地の形成」を目標に掲げ、市民と行政が共有した。
  - ・第三次鶴岡市総合計画を策定し、「コンパクトな市街地の形成」を目標に掲げた。
  - ・大学等の協力を得ながら、市民主体による議論を進め、鶴岡市都市計画マスタープラン※を策定した。
  - ・コンパクトな市街地の形成を実現するため線引き制度を活用していく方針を提示。
  - ・官公庁と民間建築物を総合的、一体的に整備するエリアとして、シビックエリアを位置づけた。



ステップ3

- 都市機能の集積に向けて、シビックコア地区整備計画を策定した。
  - ・シビックコア地区整備計画策定に向け、セミナーやフォーラムの開催を通して、市民の関心を喚起。
  - ・市民参加によるまちづくりワークショップや検討委員会を継続的に開催し、議論を行った。
  - ・「鶴岡文化学術交流シビックコア地区整備計画」を策定し、国土交通省から同意を受けた。
  - ・実現化に向けて議論を継続し、シビックコア地区の整備のあり方などを検討し、「シビックコア地区市民まちづくりフォーラム」を開催し、市民等へ報告。

ステップ4

- 線引き制度を導入するとともに、シビックコア地区の都市機能整備を進めている。
  - ・シビックコア地区内にて市立荘内病院が新病院として建て替えられた。
  - ・鶴岡都市計画区域マスタープラン※が策定され、線引き制度が導入された。
  - ・市街化調整区域の整備及び保全の方針を策定し、条例によりメリハリあるコントロールを実施。
  - ・シビックコア地区内では荘内病院の建替えを行い、跡地へ国の合同庁舎の誘致を進めている。
  - ・まちづくり交付金の活用により、総合保健福祉センターの建設や周辺の道路整備などを実施。

## 5. これまでの効果、今後の方向性

### ●シビックコアの形成による利便性の向上

- ・官庁施設や病院等の公共施設の集積により市民の利便性が高まった。
- ・今後も、「文化」、「学術」、「健康・福祉」の3領域の拠点として都市機能の向上に努めていく。
- ・中心市街地との連携を強化し、中心市街地活性化基本計画に基づき、総合的なまちづくりを展開していく。

### ●市街地縁辺部の土地利用コントロールによる優良農地の保全

- ・線引き制度の導入により、市街地縁辺部の無秩序な農地開発が抑制されている。
- ・新市として、都市計画区域の一本化、区域区分の都市計画決定を行ったことで、統一的な土地利用規制による、無秩序な市街地の拡散を抑制することが可能となった。

※都市計画マスタープラン…都市計画法第18条の2に基づき、市町村が定める計画 42

※都市計画区域マスタープラン…都市計画法6条の2に基づき、都道府県が定める計画

## 1. 地域の概況

- ①面積: 216.96(k m<sup>2</sup>)
- ②人口: 36,132(人)
- ③世帯数: 11,794(世帯)
- ④年齢構造: 年少人口(12.9%)、生産年齢人口(61.8%)、高齢人口(25.4%)
- ⑤就業構造: 1次産業(16.1%)、2次産業(24.1%)、3次産業(59.4%)
- ⑥主な地域資源: こみせ、中野もみじ山、黒石りんご
- ⑦都市計画:
  - ・黒石都市計画区域(7,159ha) ※非線引き 用途地域(626.0ha)

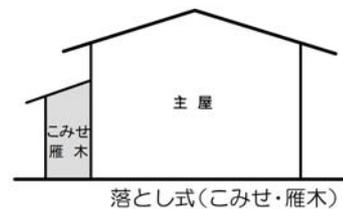
資料:平成 22 年国勢調査、都市計画年報  
(不詳割合を記載していないため 100%とまらない場合がある)



## 2. 地域の課題(取り組みの背景)

### ●「こみせ」の保存

- ・「こみせ」は町家の深い庇<sup>ひさし</sup>で、表通りの正面に設けられている。
- ・こみせ本体は個人所有の建築物の一部であるが、「こみせ通り」として連続することにより、多くの人々に利用される通路として中間領域的な性質をもっている。
- ・夏の日差しや雨を遮り、無雪空間として歩行者を保護するとともにコミュニティの場にもなり得る。
- ・車社会の到来などにより商店街として栄えていた地区のほとんどが幹線道路として通過するのみとなってしまったため、こみせが消滅してきた。
- ・地域の個性であるこみせを保存していくことが必要であった。



こみせの形式は、主屋の1階の高さに合わせて庇を付け、その下に空間をつくる「落とし式」と呼ばれる。



こみせ通り  
資料: 黒石市

## 3. 取り組みの特徴

### ●「こみせ」の保存と活用による情緒ある街なか回廊の形成

- ・「こみせ」を有する商家が土地をマンション業者に売却せざるを得ない状況が発生したとき、市民が協力して資金を用意し、土地と建物を取得した。
- ・取得した建物を「津軽こみせ駅」として物販や観光情報の提供などを行っている。
- ・商店街の裏地(かぐじ)を利用して広場を整備するとともに、こみせ通りと結ぶ回遊路を整備。
- ・「こみせ保存会」を結成し、こみせ通りの保存・修復に努めるなど活発な活動を行っている。
- ・こみせ通りに計画されていた都市計画道路を廃止し、伝統的建造物群保存地区を決定。
- ・国から重要伝統的建造物群保存地区として選定された。
- ・こみせ通りを核とした回遊性の向上を図ることにより、NPO 法人によるまち歩きツアー等が行われている。



## 4. 取り組みのプロセス

### 取り組み内容

ステップ1

- 都市化により失われてきた「こみせ」の町並みの文化的価値を再認識した。
  - ・伝統的建造物群保存地区に関する調査を実施したが、個人負担への不安等により反対。
  - ・住民意向調査の実施により、こみせ通りの重要性や必要性が再認識された。
  - ・商工会議所により「黒石こみせまつり」を毎年開催。

ステップ2

- 「こみせを核にしたまちづくり」をコンセプトに中心市街地活性化基本計画を策定した。
  - ・市民有志がマンション建設の阻止のため売却予定の土地建物を取得し、「津軽こみせ駅」として改修。
  - ・「かぐじ」を繋ぎ、回遊性と滞留性を高めるため、こみせに隣接する広場と回遊路を整備。
  - ・市が「中心市街地活性化基本計画」を策定し、こみせを核にしたまちづくりを位置づけた。

ステップ3

- 「こみせ通り」の保存・修復に向けた計画・体制づくりを進めた。
  - ・伝統的建造物群保存地区に関する調査を再び実施。
  - ・こみせ通りの保存・修復や町おこしを担う住民組織「こみせ保存会」が結成。
  - ・黒石市歴史的景観保存条例の制定により、保存・修復にむけたしくみを構築した。
  - ・中町こみせ通りを伝統的建造物群保存地区に、隣接する地域を歴史的景観形成地区に指定
  - ・伝統的建造物群保存地区の指定に合わせて、計画されていた都市計画道路を廃止。
  - ・国から重要伝統的建造物保存地区に選定される。

ステップ4

- 保存計画に基づき、伝統的建造物やこみせの保存・修復活動が行われている。
  - ・伝統的建造物群保存地区の指定に伴って策定した「保存計画」に基づき活動を実施中。
  - ・伝統的建造物群保存地区と歴史的景観形成地区の活動に対して補助を行っている。

## 5. これまでの成果、今後の方向性

### ●町並みに対する評価と観光客の増加

- ・「手づくり郷土賞(国土交通省)」や「都市景観大賞・美しいまちなみ優秀賞((財)都市づくりパブリックデザインセンター)などの受賞により知名度が向上し、多くの観光客を集めている。

### ●こみせの保存・修復活動の推進

- ・「こみせ」の保存修復等の実績はまだないが、平成21年度にこみせを含む「白戸家住宅主屋修理」を予定。
- ・毎年伝統的建造物群保存地区における修理・修景事業を行い、平成26年度までにこみせを2件復元している。
- ・こみせ再生を推進するため、こみせの保存・活用・再生に係る提案競技を実施し仮設こみせを設置するなど、再生の方向や方策について検討しながら地域住民の意識高揚を図っている。

### ●伝統的建造物保存地区防災計画に基づく防災対策事業の実施

- ・伝統的建造物群としての文化財の価値を失うことなく、将来にわたって保存・活用していくために、保存地区全体としての防災機能を充実させていく。
- ・伝統的建造物保存地区にある「旧松の湯」を取得し、コミュニティ、観光、防災の拠点として活用していく。
- ・伝統的建造物群保存地区にあるコミュニティ、観光、防災の拠点である松の湯交流館に防火水槽やポンプ室、易操作性消火栓等を設置する。

### ●バリアフリー、景観に配慮した整備と歩行者ネットワークの形成

- ・中町こみせ通りの電線類埋設事業を実施するとともに、景観に配慮した路面の美装化を行う。
- ・中町こみせ通りをメインとした歩行者回遊ルートを構築し、整備を図っている。

## 1.市町村概要

- ①面積:329.60(km<sup>2</sup>)
- ②人口:7,943(人)
- ③世帯数:2,235(世帯)
- ④年齢構造:年少人口(11.8%)、生産年齢人口(56.6%)、高齢人口(31.6%)
- ⑤就業構造:1次産業(17.2%)、2次産業(37.4%)、3次産業(45.4%)
- ⑥主な地域資源:田園散居集落、飯豊連峰、どぶろく
- ⑦都市計画:  
・都市計画区域の指定なし

資料:平成22年国勢調査、平成24年都市計画年報  
(不詳割合を記載していないため100%とまらない場合がある)



## 2.地域の課題(取り組みの背景)

### ●町営バスの利用者数の減少

・飯豊町では町営バスを、手ノ子長井線、置賜病院線、中津川椿線の3路線で運行していたが、利用者数の減少が続いていた。

### ●住民の多様な交通ニーズへの対応

・高齢者が多く、「バス停までが遠い」、「便数が少なく行きたいときに外出できない」等の問題を抱えていた。  
・通院などの日常的な生活行動において、隣接する長井市への移動が多い。  
・飯豊町では田園や山間部への散居が多く、サービスが行き届いていない地域があるため、住民ニーズを踏まえ、利便性の高い交通サービスを提供することが必要であった。

## 3.取り組みの特徴

### ●効率的な交通手段への転換

・町営バスの利用が減少し、赤字経営が続くことを回避するため、地域特性にあったデマンド型交通へ転換し、送迎により戸口から戸口までの利便性の高い交通サービスの提供を行った。

### ●公立病院等が立地する長井市を含めた運行エリア

・町民の生活行動を踏まえ、さらに利便性を高めるため、運行エリアを町内だけでなく、隣接する長井市の中心市街地や公立病院等へのアクセスが可能となるように設定した。

### ●利用者のニーズに応じた運行ダイヤの改正

・医療機関等へ出かけるための利用は朝方に集中している一方、帰宅利用は分散傾向となっていることから、「下り」便を増発するなど利用者のニーズに応じた運行ダイヤの改正を行った。

#### ◆運行主体

- ・飯豊町社会福祉協議会  
(町の補助事業)  
⇒地元タクシー会社に委託

#### ◆運行路線

- ・まちなか線  
(まちなかエリア⇄町外エリア)
- ・中津川線  
(中津川エリア⇄、まちなかエリア)
- ・まち循環線  
(まちなか循環)

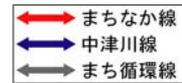
#### ◆料金

- ・町内乗降:  
大人 400円  
小学生及び福祉割引適用者※200円
- ・町外乗降:  
大人 600円  
小学生及び福祉割引適用者※300円

※身体障がい者(1級～3級)、知的障がい者  
精神障がい者、生活保護世帯構成員

### 「ほほえみカー」の運行概要

平成26年4月1日現在



#### まちなか乗換エリア拡大図



資料:飯豊町

## 4. 取り組みのプロセス

### 取り組み内容

ステップ1

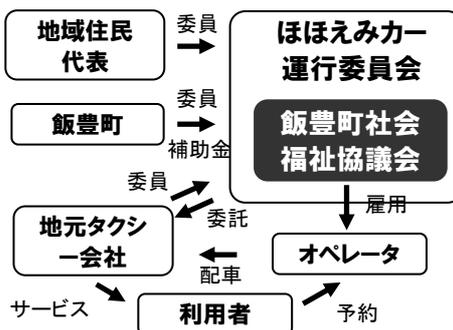
- 町営バスの利用者が減少し、町は町営バスの維持に対して危機意識を抱いていた。  
・町営バスを運行していたが、利用者減少による財政圧迫や車両老朽化などの問題を抱えていた。

ステップ2

- 庁内で検討委員会を設置し、町営バスに替わりデマンド交通を導入することを決めた。  
・庁内関係課による公共交通対策検討委員会を設置。  
・町営バスの更新か新しい交通システムの導入かを検討。  
・デマンド交通システムを導入する方向で検討していくことが決定。(公共交通対策検討委員会を解散)

ステップ3

- デマンド交通の導入に向けて、関係団体による検討委員会を設置し、運行計画を検討した。  
・社会福祉協議会や商工会、地元交通事業者、NPOなどの関係団体により、「デマンド交通運行検討委員会」を設置し、導入に向けて具体的な検討を実施。  
・交通手段についての住民アンケート調査を実施し、交通実態を把握。  
・運行エリアや料金、利用登録などを検討し、運行ルールを決定。  
・過疎地等自立促進モデル事業を活用し、運行システムを整備。
- 市町村界を超えた運行エリアとするため、隣接市のタクシー会社の了解を得た。  
・デマンド交通の運行エリアに長井市を含めるため、長井市のタクシー会社の了解を得た。
- 「ほほえみカー運行委員会」へと移行し、デマンド交通の運行を開始した。  
・社会福祉協議会が事業主体となり、ほほえみカー運行委員会を設立。  
・社会福祉協議会が町からの補助を受けて、地元タクシー会社に運行を委託。



ステップ4

- まちを30分間隔で循環する「まち循環線」の運行を開始した。  
・帰りの待ち時間が長かったことから、県の「生活交通確保対策事業」を活用して、気軽に移動できる「まち循環線」を試験運行し、その後通年運行とした。

## 5. これまでの成果、今後の方向性

### ●「ほほえみカー」利用者の声

- ・利用者に対する聞き取り調査を行い、ニーズに応じた運行ダイヤの改正を行った結果、『病院での待ち時間が少なくなった』、『ゆっくり買い物ができるようになった』などの好意的な意見が寄せられている。

### ●「飯豊町地域公共交通会議<sup>\*</sup>」の設置

- ・住民需要に応じた、より質の高い交通サービスの提供を実現するため、「飯豊町地域公共交通会議」を設置し、協議を行っている。

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定されている「地域公共交通総合連携計画」を作成する法定協議会を兼ねる。

### ●利用促進に向けた取り組みを実施

- ・ほほえみカーでの町内の商店・温泉施設利用者や運転免許証自主返納者に対する助成を行い、利用者増の取り組みを行っている。
- ・電話予約が難しいとされてきた聴覚・言語に障がいを持つ方や、忙しいお母さん達のために、インターネット予約受付を行っている。

### 1.市町村概要

- ①面積: 536.38(k㎡)
- ②人口: 83,816(人)
- ③世帯数: 25,002(世帯)
- ④年齢構造: 年少人口(12.6%)、生産年齢人口(59.1%)、高齢人口(28.3%)
- ⑤就業構造: 1次産業(13.4%)、2次産業(29.1%)、3次産業(52.8%)
- ⑥主な地域資源: 宮城米、伊豆沼・内沼
- ⑦都市計画:
  - ・登米都市計画区域(8,066ha) ※非線引き 用途地域(511.8ha)



資料:平成22年国勢調査、平成19年都市計画年報  
(不詳割合を記載していないため100%とまらない場合がある)

### 2.地域の課題(取り組みの背景)

#### ●急傾斜地における遊休農地等の増加

- ・登米市(旧津山町)の山間地に位置する沢田集落は、棚田が展開している水稻経営の盛んな地区である。
- ・減反政策の開始により、作業効率の悪い急傾斜地は保全管理・牧草地と称して遊休農地化が進んできた。

#### ●個別経営から集落経営への転換

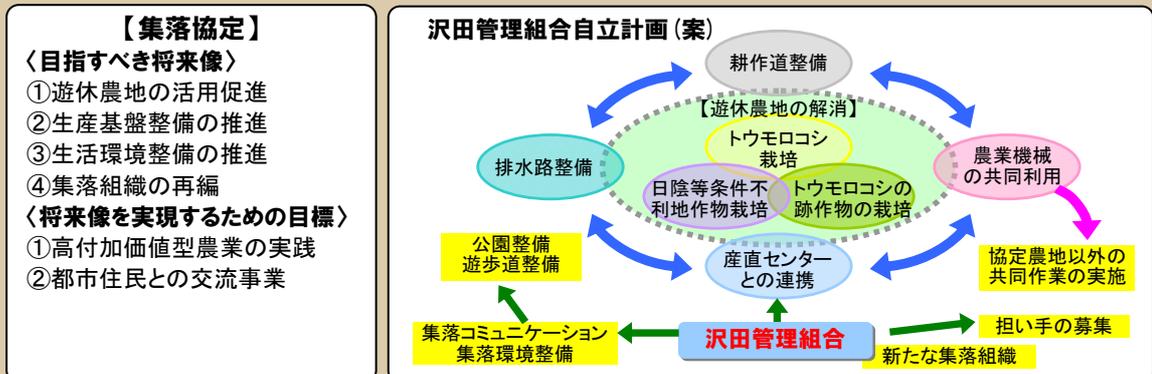
- ・副業的農家が多く、農地の遊休化が発生しても、個人の力では回復できない状況であった。
- ・集落の農地を一つの農場として捉え、集落で管理、経営するしくみをつくる必要があった。

### 3.取り組みの特徴

#### ●都市住民との交流を目標とした集落協定・活性化計画

- ・遊休農地の解消のため、中山間地域等直接支払制度を契機として、今後5年間の目標と活動内容について定めた協定を結び、沢田管理組合を立ち上げた。
- ・集落協定に基づき、組合が共同で遊休農地の刈り払い、耕起を行い、トウモロコシの栽培と収穫を実施した。
- ・収穫したトウモロコシは、道の駅「もくもくランド」で消費者に直接販売している。
- ・地域農業や集落の将来像を考え、集落活性化計画書「沢田集落自立への道しるべ」を策定した。
- ・農地の活用だけでなく、道路・排水路等の生活基盤の整備や若年から高齢者まで住みよい生活環境の実現、集落組織の再編を目指している。

#### 沢田管理組合の取り組み概要



資料:集落協定(登米市)、沢田集落自立への道しるべ(宮城県気仙沼地方振興センター志津川支所)

## 4. 取り組みのプロセス

### 取り組み内容

ステップ1

● **集落内で遊休農地に対して問題意識をもち、話し合いを行っていた。**

- ・個別経営では将来にわたり営農を続けることが困難と感じていた。
- ・遊休農地や耕作放棄地が増加してきたことから話し合いを始めていた。

ステップ2

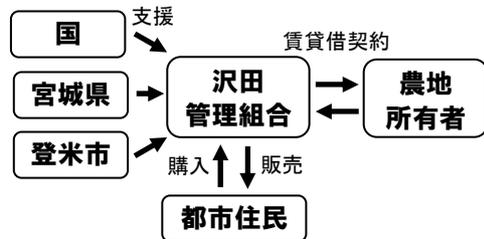
● **中山間地域等直接支払制度の活用を契機に、集落の自立に向けた検討が行われた。**

- ・宮城県と登米市(旧津山町)が沢田集落に中山間地域等直接支払制度を紹介。
- ・沢田管理組合を設立し、集落協定を締結し、共同で農業生産活動として取り組むこととした。

ステップ3

● **補助金を活用し、集落が共同で遊休農地を復旧させ、トウモロコシを作付けし、生産から販売までのサイクルを定着させた。**

- ・宮城県がモデル集落として選定し、集落の活性化計画の策定や推進組織の指導・育成を実施。
- ・個人所有者による農地法面の刈り払い作業や共同作業による農道・水路等の定期的な維持管理活動などを実施。
- ・遊休農地にトウモロコシを栽培、収穫し、道の駅で消費者へ販売。
- ・トウモロコシ栽培面積を拡大し、さらにカボチャ等の新規作物を栽培。



ステップ4

● **集落の今後の方向性等を定めるマスタープランを策定した。**

- ・交付金に頼らない自立可能な集落の農業経営の確立を目指し集落活性化計画「沢田集落自立への道しるべ」を策定。

● **都市住民との交流を促す体験農園を開設した。**

- ・自然環境を生かして沢田体験農園を開設し、宮城県と連携してサツマイモ収穫体験を実施。

## 5. これまでの成果、今後の方向性

● **農地の再生と新たな収益の確保**

- ・トウモロコシの作付けにより、就労の場の確保と農業収益の向上につながった。
- ・共同作業を通して、集落のコミュニティが活性化した。

● **高付加価値型農業の実践と都市住民との交流事業促進**

- ・トウモロコシを柱としながら、カボチャ、山菜類等の適地適作品目の試作を行い、遊休農地の効率的作付け体系を構築する。
- ・収穫した作物を直売所等で販売し、集落活動の原資を確保していく。

### 1.地域の概況

- ①面積:178.00(k㎡)
- ②人口:6,054(人)
- ③世帯数:2,348(世帯)
- ④年齢構造:年少人口(10.1%)、生産年齢人口(53.4%)、高齢人口(36.5%)
- ⑤就業構造:1次産業(8.3%)、2次産業(33%)、3次産業(58.7%)
- ⑥主な地域資源:十和田湖、明治百年通り、アカシアまつり
- ⑦都市計画:
  - ・小坂都市計画区域(1,186ha) ※非線引き・用途地域(190.4ha)



資料:平成22年国勢調査、平成19年都市計画年報  
(不詳割合を記載していないため100%とならない場合がある)

### 2.地域の課題(取り組みの背景)

#### ●失われた緑の回復

- ・小坂町は十和田湖に面し、山林が7割以上を占める自然豊かな地域である。
- ・明治期以降鉱山の町として歩んできたが、鉱山の煙害により山々の木々が枯れ果てたため、環境回復に向けての努力が行われてきた。
- ・「世界鉱山サミット(H9)」が開催され、「小坂宣言」の中で循環型社会の構築が宣言された。

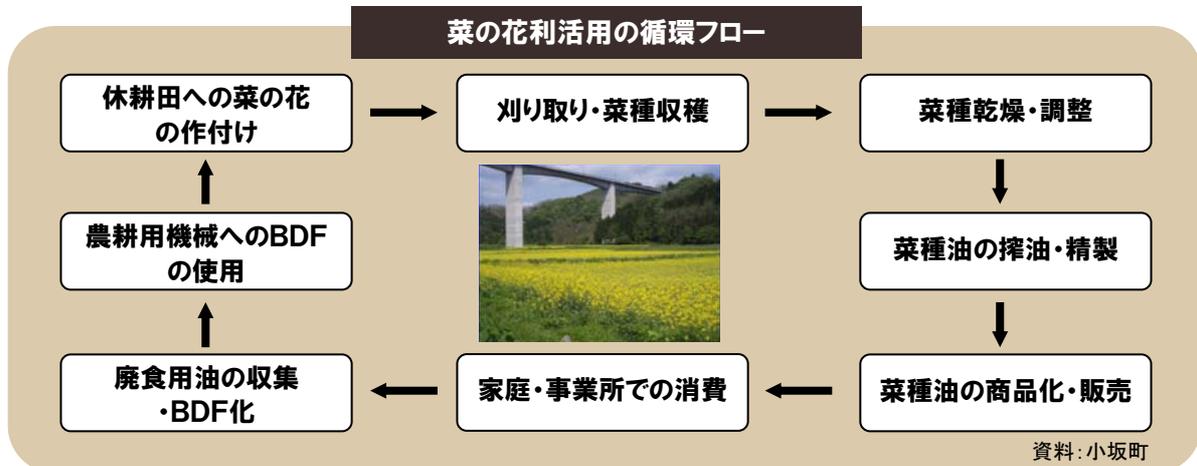
#### ●休耕田の有効活用

- ・454haの水田のうち、147haが転作※であり、このうち84haが調整水田※や自己保全や牧草作付など実質未活用の状態であったため、有効活用に向けて検討する必要がある。

### 3.取り組みの特徴

#### ●農業振興と資源循環サイクルを実現する菜の花プロジェクト

- ・「小坂町バイオスタウン構想」を策定し、エネルギーの地域内循環、自己完結型のバイオマス※の利活用を目標に掲げている。
- ・休耕田に菜の花を作付け、菜種油の特産化を図り、新たな収入を確保している。
- ・消費された菜種油を含む廃食用油の回収によりBDF※という新しいエネルギーを製造し、農耕用機械に使用し、菜の花の作付け等を行うことを目標としている。



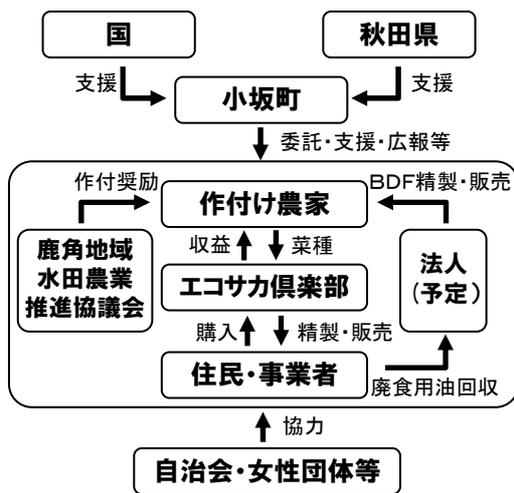
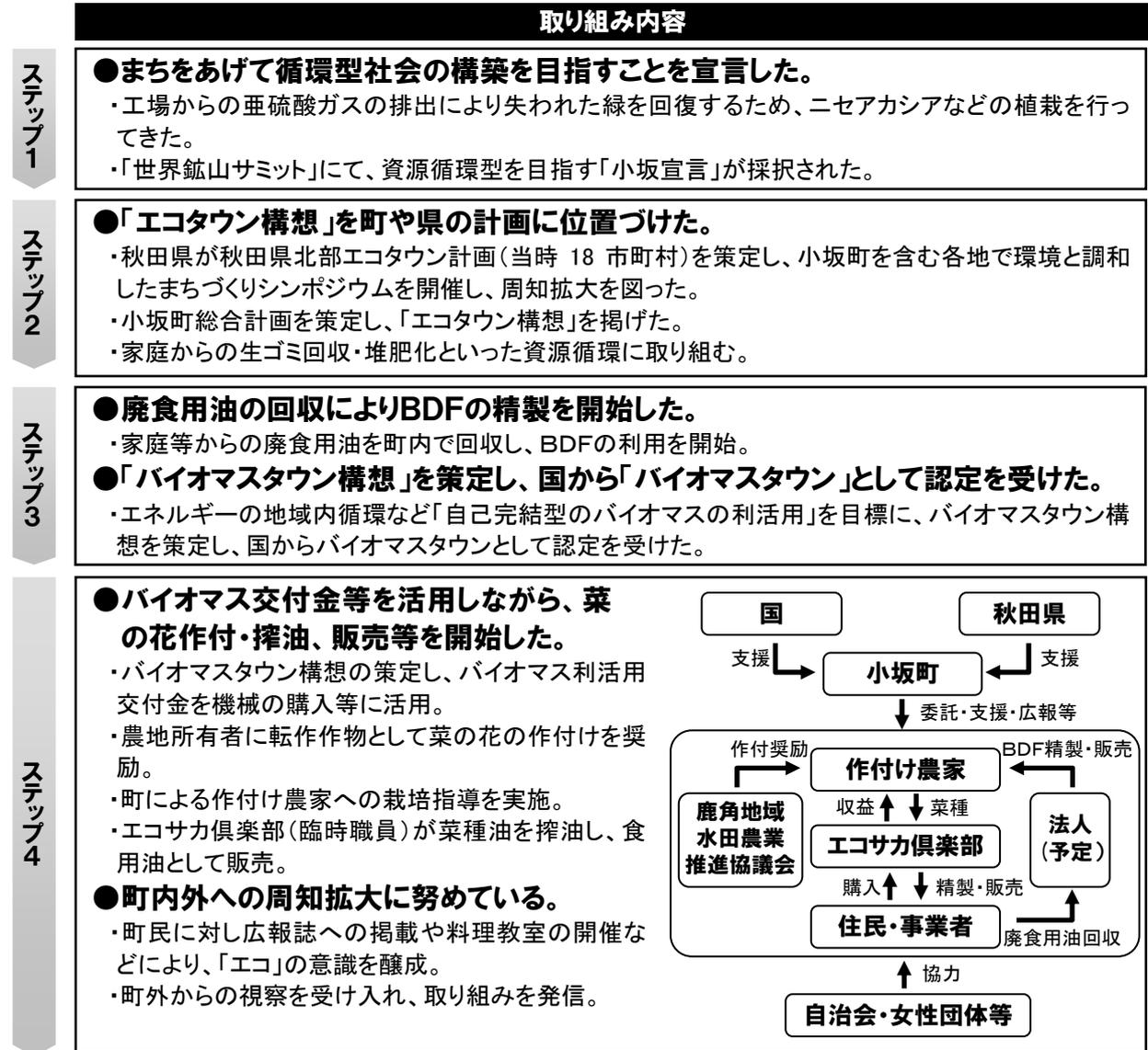
※バイオマス・・・再生可能な生物由来のエネルギー資源。木くず、もみがら、家畜排せつ物、生ゴミ、菜種など

※BDF(Bio Diesel Fuel)・・・菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油から作られる軽油代替燃料

※転作・・・稲作を行っていた水田において、麦、豆、野菜、飼料作物、園芸作物等の他の農産物を生産する

※調整水田・・・米の生産調整のため、水田に水を張ることにより常に水稻の生産力が維持される状態に管理するが耕作をしないこととした水田

## 4. 取り組みのプロセス



## 5. これまでの成果、今後の方向性

- 菜の花の作付け推進による地域活性化**
- 転作田への菜の花作付け面積・人数は平成 22 年に国の交付金が戸別所得補償制度に転換してから減少するが、平成 24 年からは1戸当たりの作付け面積が増加している。また畑地へ作付けする生産者も増加してきた。
  - 景観作物<sup>\*</sup>への転作が進んだことにより、農家の所得向上につながっている。
  - 特産品販売の拡大や体験交流の促進など観光振興につなげていくことが必要である。
- 廃食用油、BDF等の安定的確保による経済的成立**
- 食の安全に配慮して生産しているが、採算上、一般の食用油より価格が高くなってしまふ。
  - 廃食用油が町の回収分だけでは量が少ない。
  - 菜の花プロジェクトの一連が経済的に成立するように取り組んでいくことが必要である。



菜の花の作付け農家と面積の推移

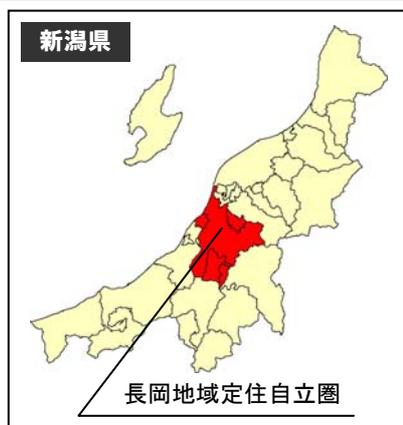
資料:小坂町

※景観作物・・・ヒマワリ、コスモス、菜の花、レンゲなど

## 1. 地域概要

- ① 構成市町：長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町（3市1町）
- ② 面積：1,168.37(km<sup>2</sup>)
- ③ 人口：368,043(人)
- ④ 世帯数：125,801(世帯)
- ⑤ 年齢構造：年少人口(13.1%)、生産年齢人口(60.9%)、高齢人口(26.0%)
- ⑥ 就業構造：1次産業(4.8%)、2次産業(32.7%)、3次産業(60.8%)

資料：平成22年国勢調査  
(不詳割合を記載していないため100%とまらない場合がある)



## 2. 地域の課題(取り組みの背景)

### ●住民ニーズの多様化への対応

- ・広域的な整備の推進により、圏域住民の生活領域が一層拡大することが予想されていた。
- ・単独市町村では多様化する住民ニーズに対応することが難しくなってきた。
- ・長岡地域を一つの生活圏として、都市機能を維持、向上させていくことが必要であった。

## 3. 取り組みの特徴

### ●長岡圏域の各市町の公共施設(運動施設、集会・文化施設)、図書館の利用制限の撤廃等

- ・公共施設(運動施設、集会・文化施設)の利用において、当該市町の住民と他の市町の住民との間に利用者制限や利用料金格差があった。
- ・長岡圏域の市町住民が圏域内の公共施設を相互に利用できるように、利用者制限の撤廃、利用料金格差の是正を行った。

※利用条件や利用料金などは、公共施設によって異なるものである。

- ・図書館についても、当該市町住民だけでなく、長岡圏域の市町住民への貸出しを認めている。

### 相互利用の対象施設

|         | 長岡市  | 小千谷市 | 見附市 | 出雲崎町 |
|---------|------|------|-----|------|
| 運動施設    | 42施設 | 6施設  | 9施設 | 6施設  |
| 集会・文化施設 | 7施設  | 3施設  | 1施設 | -    |
| 図書館     | 9施設  | 1施設  | 1施設 | 1施設  |

## 4. 取り組みのステップ

### 取り組み内容

ステップ1

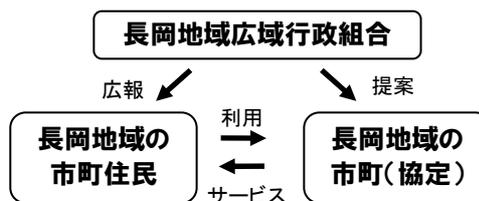
- **広域行政組合内に、公共施設(運動施設、集会・文化施設)の相互利用と図書館の広域利用に向けた検討組織を設置した。**
  - ・市町の職員による「長岡地域広域行政研究会」を設置し、「公共施設相互利用推進部会」と「図書館相互利用推進部会」を立ち上げた。

ステップ2

- **公共施設の相互利用、図書館の広域利用に向けた今後の進め方を取りまとめた。**
  - ・各部会において、長岡地域の各市町の公共施設および図書館の利用に関する現状を把握し、公共施設の相互利用、図書館の広域利用に向けた課題や対策について検討し、報告書として取りまとめた。

ステップ3

- **長岡地域の市町で協定を結び、各市町の施設の利用制限の撤廃等を行った。**
  - ・長岡地域の市町が公共施設の相互利用、図書館の広域利用について協定を結んだ。
  - ・各市町で公共施設の条例を改正し、利用者制限の撤廃と利用料金格差の是正を行った。
  - ・各市町で図書館の運営規則等を改正し、貸出しの対象者を長岡地域市町住民に拡大した。



- **長岡地域の市町住民への周知を行った。**
  - ・長岡地域の各施設の概要を記載した「長岡地域公共施設相互利用ガイドブック」を作成し、周知を図った。

ステップ4

- **長岡地域定住自立圏の事業に引き継いだ。**
  - ・広域行政組合の解散に伴い、新たに長岡地域定住自立圏の取組として公共施設相互利用について協定を結んだ。

ステップ5

- **対象施設を随時更新している。**
  - ・公共施設や図書館の新設、廃止等の異動にあわせて対象施設を随時更新している。

## 5. これまでの成果、今後の方向性

### ● 長岡圏域における芸術文化活動及びスポーツ活動等の発展に寄与

- ・利用可能な施設が増えることで、新たな費用負担が発生することなく長岡圏域の住民の多様化するニーズに応じることができ、住民の芸術文化活動及びスポーツ活動等の発展に寄与することができた。

### ● 長岡圏域における公共施設、図書館の相互利用の推進

- ・引き続き、長岡圏域の公共施設(運動施設、集会・文化施設)、図書館の相互利用が進むよう、各施設に必要な環境整備の充実を図っていく。

### 1.市町村概要

- ①面積：908.32(k㎡)
- ②人口：101,438(人)
- ③世帯数：33,774(世帯)
- ④年齢構造：年少人口(12.6%)、生産年齢人口(58.8%)、高齢人口(28.5%)
- ⑤就業構造：1次産業(13.1%)、2次産業(25.9%)、3次産業(58.6%)
- ⑥主な地域資源：花巻温泉郷、早池峰山、花巻空港
- ⑦都市計画：
  - ・花巻都市計画区域(32,384ha) ※非線引き 用途地域(2217.0ha)



資料：平成 22 年国勢調査、平成 24 年都市計画年報  
(不詳割合を記載していないため 100%とまらない場合がある)

### 2.地域の課題(取り組みの背景)

#### ● 県立病院の統合整備

- ・花巻市と北上市に立地する県立病院は狭く、老朽化していた。
- ・両病院で医療スタッフが不足するなど、現診療体制では救急医療等への迅速な対応が困難であった。
- ・岩手中部保健医療圏として高度特殊医療等の機能を充実させることが課題であった。
- ・高度かつ総合的な医療機能を確保するため、診療機能及び医療スタッフの集約を図る統合整備に向けた検討が平成 13 年から進められ、北上市に新病院として建設されることが決定した。
- ・平成 21 年 4 月より新病院が北上市で開院を迎える。

#### ● 隣接市(北上市)に立地する県立病院への交通手段の確保

- ・新病院は北上市に立地するため、花巻市から新病院への交通手段を確保することが必要であった。

### 3.取り組みの特徴

#### ● 統合整備により市外に移転した県立病院への交通手段の確保に向けた公共交通の再編

- ・花巻市と北上市の両市に立地していた県立病院が、北上市へ統合整備されることを受けて、花巻市では新病院への交通手段の確保に向けて検討を実施した。
- ・民営バス路線乗入のほかに市営及び民営委託バス路線を北上市まで延伸するとともに、遠隔地や乗り換え不便地域に病院連絡乗合タクシーを導入することとした。
- ・試験運行するにあたり、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、地域公共交通活性化・再生法)」の地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金を活用することとした。



## 4. 取り組みのプロセス

### 取り組み内容

ステップ1

#### ●公共交通計画の策定を総合計画に位置づけた。

- ・合併後(H18.1)策定した花巻市総合計画の基本計画に「公共交通計画策定事業」を主要事業として位置づけた。

ステップ2

#### ●地域公共交通活性化・再生法に基づく「花巻市公共交通基本計画」を策定した。

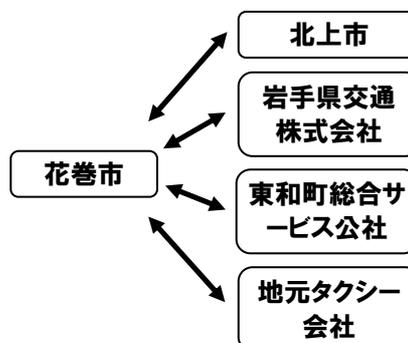
- ・合併特例債を活用し、「公共交通基本計画」の策定に向けた検討を開始。
- ・地域公共交通活性化・再生法の施行(H19.10)に伴い、法定計画としての認定を目指した。
- ・法定協議会を立ち上げ、花巻市公共交通総合連携計画として策定し、国から認定を受けた。

ステップ3

#### ●「花巻市公共交通実施計画」を策定するにあたって、北上市等と協議・調整を行った。

- ・北上市で開業する新病院への交通手段を確保するため、市町村を跨ぐバス路線を北上市と協議・調整を実施。
- ・両市のバス路線経路や運行日などを見直し、市営・民営バスの効率的な運行を検討。
- ・遠隔地や乗り継ぎが不便な地域に対しては、地元タクシー会社への委託による、定時定路線型の予約乗合タクシーを確保した。
- ・地域公共交通活性化・再生事業の補助金を活用し、試験運行を開始。

協議・調整(交通事業者間)



ステップ4

#### ●試験運行後、評価を行い、本格運行に移行していく。

- ・利用者数の状況や利用意向などを把握し、多様な視点から試験運行を評価し、改善を図り、本格運行に移行していくこととした。

## 5. これまでの成果、今後の方向性

市営バスの延伸と定時定路線型の予約乗合タクシーについては、利用者数の伸び悩みから廃止となったが、民営バスおよび民営委託バスについては一定の利用実績があることから、今後も更なる利用の促進に努め路線の維持を図っていく。

## 町の中心部を循環する「五戸ちんちんバス」

### 1.市町村概要

- ①面積:177.82(km<sup>2</sup>)
- ②人口:18,712(人)
- ③世帯数:6,177(世帯)
- ④年齢構造:年少人口(10.7%)、生産年齢人口(58.9%)、高齢人口(30.4%)
- ⑤就業構造:1次産業(22.7%)、2次産業(26.9%)、3次産業(50.2%)
- ⑥主な地域資源:馬肉、五戸まつり、坂のまち
- ⑦都市計画:
  - ・五戸都市計画区域(8,220ha) ※非線引き 用途地域(325.7ha)

資料:平成22年国勢調査、平成19年都市計画年報  
(不詳割合を記載していないため100%とならない場合がある)

青森県



五戸町

### 2.地域の課題(取り組みの背景)

#### ●通院手段に困る患者への対応

- ・中心部にある医院まで自家用車やタクシーを利用して通院している患者が多い。
- ・診察後、商店街で買物して帰る人が多くみられた。
- ・路線バスの本数の減少や車を運転しない高齢者の増加などにより、通院に困る患者が増加していたことから、交通手段を確保していくことが必要であった。

### 3.取り組みの特徴

#### ●無料コミュニティバスの地域自主運営

- ・通院や買物の交通利便性を確保するため、地域として「五戸循環バス運営委員会」を立ち上げ、南部バス株式会社への委託により中心部の循環バスを運行している。
- ・委託費用は地域の会員が負担し合うことで賄っている。
- ・通院患者だけでなく誰もが利用可能で、運賃は無料。
- ・経費を抑えるため、車両はスクールバスで使用しているマイクロバスを利用している。
- ・運行時間はスクールバスが運行していない9~13時で、1日4便(平日のみ)運行している。

#### ●医院や商店などを循環

- ・会員である個人医院や薬局、商店などを循環しており、1循環7.3kmで所要時間は38分。
- ・停留所を設けているが、安全に乗り降りできる場所であればどこでも乗降できる。
- ・名前の由来となっている鐘の音を流しながら運行し、利用者にバスが近づいてきていることがわかるようにしている。

#### 「五戸ちんちんバス」の運営概要

##### 五戸循環バス運営委員会

- ① 正会員(年会費12万円)・・・医院、薬局
- ② 準会員(年会費1万円)・・・上大町商店会、五戸金融団、五戸ロータリークラブ、文房具店
- ③ サポーター会員(一口1000円以上の寄付)・・・町内の商店など

運営



五戸ちんちんバス

資料:南部バス株式会社

## 4. 取り組みのプロセス

### 取り組み内容

ステップ1

#### ● 地元医院が患者の通院手段が不足していることに問題意識を持ち、商店街等に新たなバスの運行を提案した。

- ・過疎化により路線バスの運行本数が減少し、車を運転しない患者は通院手段に困っていた。
- ・地元医院の院長が患者の利便性の確保と商店街の活性化を目的に、町内開業医と五戸町商工会の共同によるバス運行を企画提案。

ステップ2

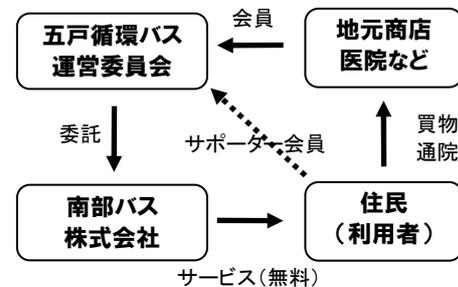
#### ● 住民が主体となって事業運営・運行計画の立案に取り組み、バス事業者がアドバイスするというパートナーシップを構築した。

- ・町(行政)に頼らずに、地元住民や事業者で実施していくための手法を検討。
- ・新聞、テレビなどのメディアを活用し、住民等への広報を実施。
- ・南部バス株式会社が専門家としてアドバイスした。

ステップ3

#### ● 運行経費を抑える工夫と地域で協力して資金を拠出することにより、効率的かつ利便性の高いバスを運行させた。

- ・「五戸循環バス運営委員会」を設立し、南部バス株式会社との貸切バス契約により運行開始。(運賃無料)
- ・委託経費を集めるため、サポーター会員制度(寄付金制度)を設け、地域でバスを支える意識が芽生えた。
- ・運行経費を抑制するため、スクールバスの空き時間(9~13時)限定で運行。



ステップ4

#### ● バス利用者の待合スペースの確保とバス運行範囲の拡大を実施した。

- ・停留所となっている施設の一部で、待合スペースを提供している。
- ・バス停までの距離が遠く、坂道の多い地区へ運行範囲を拡大した。

## 5. これまでの成果、今後の方向性

### ● 五戸ちんちんバスの利用者の増加

- ・運行当初は、1便あたりの利用が6人程度であった。
- ・交通空白地帯であった川原町地区へ延伸したところ、11人まで増加した。
- ・テレビで紹介されたことで認知度が向上し、H19以降は12~15名程度

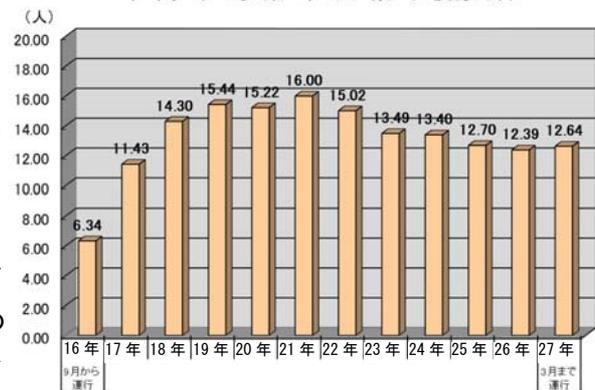
### ● 五戸ちんちんバスの運行の終了

- ・社会経済状況の変化や住民意識の変化にともない、乗車人員の減少がみられるようになり、運行経費等の増加や一部会員の脱退、サポーターの減少等が変化したことに加え、町の公共交通の見直しにより地域を網羅したコミュニティバスの運行開始等があり、当初の目的である“町民の足の利便性確保”について達成できたことから、五戸ちんちんバスはH27.3をもって終了。

### ● 多様な主体との連携強化とサポーターの確保

- ・五戸町(行政)や公立病院を巻き込んで、展開していくことが必要。
- ・広域の路線バスとの連携により乗り換えを円滑化するなど、利便性を高めていくことが必要。
- ・「五戸ちんちんバス」をまち全体で支えていく意識を高め、サポーターを増やしていくことが必要。

年間平均乗車人数(1便あたり)



資料: 南部バス株式会社

### 1.地域の概況

- ①面積:554.67(km<sup>2</sup>)
- ②人口:52,356(人)
- ③世帯数:16,983(世帯)
- ④年齢構造:年少人口(12.6%)、生産年齢人口(55.9%)、高齢人口(31.5%)
- ⑤就業構造:1次産業(14.3%)、2次産業(29.9%)、3次産業(52.8%)
- ⑥主な地域資源:喜多方ラーメン、蔵、飯豊連峰
- ⑦都市計画:
  - ・喜多方都市計画区域(8,567ha) ※非線引き 用途地域(808.1ha)

資料:平成 22 年国勢調査、都市計画は平成 26 年末時点  
(不詳割合を記載していないため 100%とならない場合がある)



### 2.地域の課題(取り組みの背景)

#### ●米価の下落等による農業粗生産額の減少

- ・喜多方市は盆地特有の高温で多湿な気候なため水稻栽培に適している。
- ・米価の下落等により農業粗生産額が落ち込んだ。

#### ●農業の担い手の高齢化

- ・農業の担い手の高齢化が進むとともに、農家数の減少など、担い手不足が各地域で深刻化している。

#### ●遊休農地の解消

- ・農地の荒廃が進み、市全体の遊休農地は 134ha(平成 12 年)となり、5 年間で 2.3 倍にまでに増加したため、地域内の担い手だけでなく、地域外を含めた多様な主体と連携して遊休農地を解消していくことが必要であった。

### 3.取り組みの特徴

#### ●農業生産法人以外の企業による農業参入と市民農園の開設

- ・これまで農業経営を行うために農地を買ったり、借りたりすることができる法人は農業生産法人に限られていたが、H15.8 に構造改革特区「喜多方市アグリ特区」の導入により地元企業による農業参入が行われた。
- ・遊休農地を有効活用するため、市が地権者より借地し、耕作または市民農園を開設する企業に賃貸。
- ・企業参入による地域農業への影響を懸念する農家の不安を解消するため、市が参入法人の選定、地権者との調整を実施。

#### 「喜多方市アグリ特区」の概要

##### ◆特区の範囲

- ・喜多方市全域

##### ◆特定事業

- ・農業生産法人以外の法人による農業経営参入
- ・市民農園の開設主体の拡大

##### ◆実施主体

- ・株式会社

##### ◆実施概要

- ・タラの芽、ソバの作付け及び緑化木、市民農園



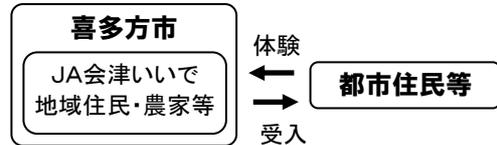
資料:喜多方市

## 4. 取り組みのプロセス

### 取り組み内容

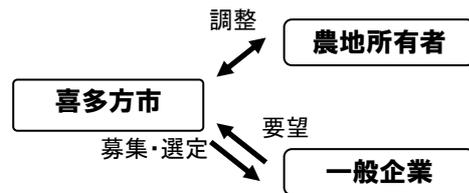
ステップ1

- **農業・農村の課題を認識し、多様な主体による農地の利用が行われていた。**
  - ・農業・農村の活性化を図るため、市政の重点施策としてグリーンツーリズム事業を展開。



ステップ2

- **一般企業の農業参入による地域農業への影響を懸念する農家等の不安を解消するため、市が調整役となって進めた。**
  - ・農業関係者以外の法人による農業参入に向けて、市が参入法人の選定、地権者との調整を実施。



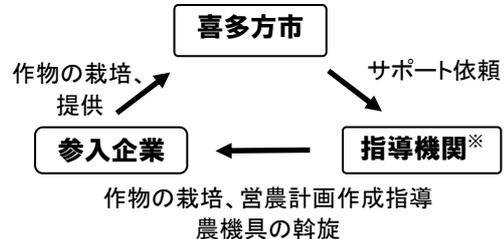
ステップ3

- **一般企業に対する農業参入に関する説明会の開催、その他広報などを行った。**
  - ・参入を推進すべく、市内企業を対象とした説明会の開催、市外企業へのPRを実施。
  - ・構造改革特区「喜多方市アグリ特区」の導入により、特定法人(市内企業)による農業参入、市民農園の開設が実現。

ステップ4

- **参入企業に対する関連団体からの指導、サポートなどを行った。**

- ・新規参入法人に対して作物の栽培技術や必要な農機具の斡旋などのサポートを実施。
  - ・県および市により、参入企業の初期投資※に対して助成を行っている。
- ※参入企業が耕作を予定している遊休農地の再整備や保全用の機械購入、遊休農地を活用した作物の栽培や市民農園活動等



※指導機関…  
農業委員会、県農業普及所、農林漁業金融公庫、農協、土地改良区等

## 5. これまでの成果、今後の方向性

### ● 法改正により全国適用へ

- ・H17.9 農業経営基盤強化促進法の改正により、特区に限ることなく、法人の農業参入が全国展開された。

### ● 企業参入による地域農業への波及効果

- ・企業のコスト感覚やマーケティングの視点などが地域農業にいい刺激を与えたことから、これまで遊休化していた農地を自ら再整備し、ソバなどの栽培を開始した農家もみられる。

### ● 市外企業の参入

- ・平成 20 年度から市外の農業生産法人が、喜多方市の遊休農地を活用してタラの芽の生産を開始するなど、人・物・金などの環流につながった。

### ● 取組みが一般的に普及

- ・アグリ特区地区などの取組みもあり、平成 21 年の農地法改正が行われ、一般法人の賃借での参入規制が緩和されるなど、取組み内容と類似する手法が一般的に普及してきた。